

美浜町地域防災計画を改定

8月29日に、美浜町防災会議を開催し、

美浜町地域防災計画を改定しました。

この計画は、各種災害時に、町の地域並びに住民の生命、及び財産を災害から保護することを目的として、国の災害対策基本法に基づき、国・県・町の防災関係機関による美浜町防災会議が作成したものです。

美浜町地域防災計画は、大きく次の3つの災害対策計画に分かれています。

- ① 一般災害対策計画
- ② 震災対策計画
- ③ 原子力災害対策計画

今回は、改定した美浜町地域防災計画の概要をお知らせします。



一般災害対策計画及び震災対策計画

一般災害対策計画及び震災対策計画の改定については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を活かすべく、国の防災基本計画が見直されたことはもとより、平成24年9月に県が独自で調査・公表した津波シミュレーション結果を踏まえ、改定しました。

今回改正した主な内容は、次の4点です。



↑ 防災会議の冒頭に挨拶する山口町長

① 防災知識の普及

▼ 津波にかかる防災知識

これまでの計画にはなかった津波からの避難行動に関する知識や、津波の特性に関する情報等、防災知識の普及についての記載を追加しました。

また、県が実施した津波シミュレーションの浸水区域図を踏まえた津波ハザードマップ(※1)の作成について、計画に盛り込みました。

▼ 災害教訓の伝承

過去の災害教訓等の保存・伝承を行う住民の取り組みについて、支援することの記載を追加しました。

(※1) 津波ハザードマップ

津波災害時に予想される浸水程度や避難情報等の各種情報をマップに表示し、緊急時の避難に役立てるもの。平成25年度中に作成予定。

② 情報伝達体制の強化及び避難勧告等の充実

▼ 災害時要援護者向けの情報伝達体制

災害時要援護者(要介護者、視覚障がい、聴覚障がい、肢体障がい等)にあわせ体制を構築します。

具体的には、災害時要援護者の同意のもと、生活状況、健康状態及び家族やその連絡先等を記載した個別台帳を作成・管理し、災害時に地域支援者により救助・避難を行う支

援体制を構築し、地域の中で安心して暮らすことができるようにする「避難支援プラン」を整備します。

▼ 震災に特化した避難勧告

これまでの震災対策計画には、一般災害対策計画の避難勧告と同じ内容が記載されていましたが、震災や津波に特化した避難勧告等の実施責任や基準の内容に変更しました。

③ 避難所対策の強化

避難所の選定基準や運営方法について、過去の災害教訓を踏まえて、より具体的な内容を記載しました。

④ 女性への配慮

▼ 男女のニーズの違い

被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める旨の記載を追加しました。

▼ 避難所における女性への配慮

避難所においては、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した設備を整備する等、女性への配慮を強化しました。

今回改定した美浜町地域防災計画の詳細は、美浜町ホームページをご覧ください。(9月末掲載予定)

※お問い合わせ先

町総務課 防災安全室

☎ 32-6700

平成25年度美浜町防災訓練(耳地区)を実施します

町では、大地震等のいつ発生するか予測できない災害に備え、防災訓練を実施します。

地域での防災を軸に、災害に負けないまちづくりを推進するため、皆様のご協力をお願いします。

日時 10月6日(日) 午前7時～11時

訓練会場 弥美小学校グラウンド・体育館

対象地区 耳地区(河原市、南市、和田、木野、佐柿、麻生、中寺、宮代、小三ヶ、新庄、野口、佐野、上野、興道寺、雲谷、小倉、栄)



↑ 平成24年度防災訓練(消火訓練)

※お問い合わせ先 町総務課 防災安全室(担当・武田喜孝) ☎32-6700

原子力災害対策計画

原子力災害対策計画の改定については、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ改定された、国の防災基本計画や原子力災害対策指針はもとより、去る6月16日に美浜町を中心に実施した県原子力防災訓練の検証結果、更には、7月18日に見直された県の地域防災計画を踏まえ改定しました。

今回改正した主な内容は、次の6点です。



↑ 6月16日に実施した県原子力防災訓練

■対象発電所からの「原子力災害対策重点区域」

発電所名	PAZ(概ね5km圏内)	UPZ(概ね30km圏内)
関西電力(株)美浜発電所	丹生・竹波・菅浜	3地区を除く町内全域
(独)日本原子力研究開発機構 高速増殖原型炉もんじゅ	丹生・竹波	2地区を除く町内全域
日本原子力発電(株)敦賀発電所、 (独)日本原子力研究開発機構 原子炉廃止措置研究センター(ふげん)	—	町内全域
関西電力(株)大飯発電所	—	町内全域

(注) 関西電力(株)美浜発電所は、30km以遠であるため対象となりません。

■緊急事態区分

緊急事態区分	主な事象
警戒事態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> 福井県において、震度6弱以上の地震が発生した場合 福井県において、大津波警報が発令された場合 国が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合等
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材の漏えい 蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失 全交流電源喪失(5分以上継続) 原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下 原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失 原子炉制御室の使用不能等
全面 緊急事態 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達 原子炉を冷却する全ての機能が喪失 全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続 原子炉制御室等の使用不能 敷地境界の空間放射線量率$5\mu\text{Sv/h}$が10分以上継続等

(注) 原子力発電所では、福島事故以降、空冷式非常用発電装置や予備電源車等を配備し、重大な事故に至らないように、安全防護のための設備の多重化が図られています。

①原子力災害対策重点区域を設定

「原子力災害対策重点区域(※1)」として、対象とする原子力発電所から、概ね5kmを「予防的防護措置を準備する区域(PAZ)」とし、概ね30kmを「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」と設定しました。

(※1)原子力災害対策重点区域

原子力防災資機材や環境モニタリング設備、通信連絡設備の整備、避難対策の確立等の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域

②緊急事態の区分

原子力発電所の状況(事象の程度)に応じて、緊急事態を「警戒事態」「施設敷地緊急事態」「全面緊急事態」の3段階に区分しました。

③避難等の防護措置

緊急事態区分に応じて段階的に避難や屋内退避を実施します。

第3段階の全面緊急事態では、PAZ（概ね5km圏内）の住民は全員避難し、UPZ（概ね30km圏内）の住民については全員自宅等での屋内退避とします。

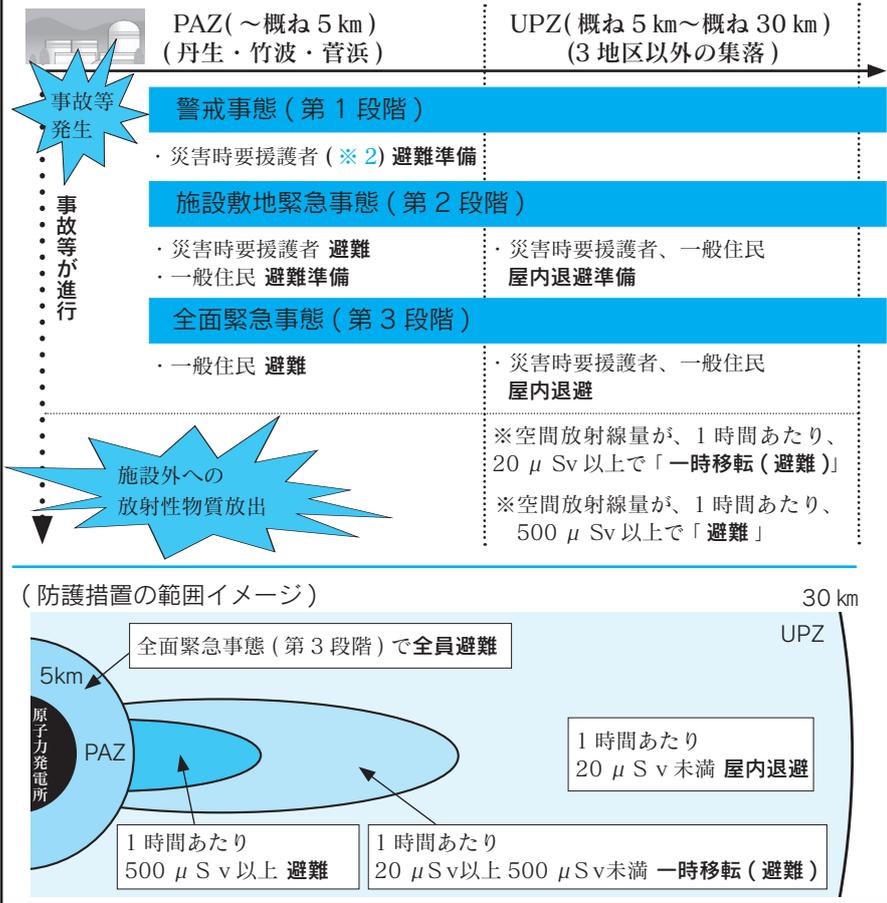
また、UPZ（概ね30km圏内）では、大気中の放射線量の実測値に基

づいて、国が範囲を定めて、避難等を実施します。（図1参照）

なお、避難や屋内退避等の指示にあたっては、町役場から、防災行政無線や音声告知放送、ケーブルテレビ、携帯端末の緊急速報メール等でお知らせします。

（※2）災害時要援護者
傷病者や身体障がい者、また、災害時に自己判断が難しい乳幼児、児童等

（図1）避難等の防護装置



広域避難先



④広域避難先の確保
広域避難先は、県が関係市町と調整し策定した「福井県広域避難要綱」より「大野市」が新たに追加されました。集落単位の避難場所は、今後、県や大野市と調整し、決まり次第お知らせします。
 なお、これまでに、万が一、敦賀半島の原子力発電所で事故が発生した場合に備え、「おおい町」を避難先とし、集落単位で避難場所を指定しています。（広報みはま1月号「No. 504」参照）

⑤避難手段の確保

原則、自家用車避難とします。自家用車避難が難しい方については、早い段階での避難ができるように、警戒事態の段階で、町が関係機関（県・バス協会等）へ要請し、輸送手段（バスや自衛隊等の車両・船舶・ヘリコプター等）を確保します。

⑥安定ヨウ素剤の予防服用体制

安定ヨウ素剤は、美浜発電所から5km圏内の丹生・竹波・菅浜の3歳以上の住民に予め配布します。今後、準備が整い次第、対象3地区の皆さんに医師が効能・副作用等を説明・アレルギーの有無等を問診する説明会を開催し、その場で配布することになります。

万が一、「全面緊急事態」に至った場合は、国が服用を指示します。なお、5km圏外の地域は、町が十分な量を備蓄しますが、原子力災害時に、国が配布・服用の必要性を判断し、指示をします。その際の配布場所は、学校や公民館等を想定しており、原則として医師の関与により配布・服用することになります。配布場所等の詳細は、今後、県等の関係機関と協議し決定します。

※お問い合わせ先

町企画政策課 原子力対策室

☎ 32・6701

高齢者叙勲

大村 茂氏

旭日単光章を受章

きよくじつたんこうしょう

8月8日に、長年にわたる地方自治の振興発展に貢献された功績を称え、大村茂さん（宮代）に旭日単光章が送られました。



大村 茂氏（宮代）

大村さんは、平成2年3月から3期12年間にわたり美浜町議会議員として在職し、この間、議会議長、厚生常任委員長、総務常任委員長、産業建設常任委員長、原子力発電所特別委員長を務められました。

旭日単光章を受章

バブル経済が崩壊し、景気が低迷する中、大村さんは、常に高い識見と確固たる政治信念のもと、老朽化した西・菅浜・丹生・新庄保育所や東部診療所の整備、また道路網の整備促進や原子力発電所の運転延長問題等、当時町が抱えていた重要課題のすべてに関わり、住民の代表として、町の諸施策の実現に尽力されました。

この受章を受け、大村さんは「受章は私1人の力ではなく、周りの皆さんと共に歩んできた成果であり、皆さんのおかげで今日があると思っています」と話されています。

■ お問い合わせ先
町福祉課（担当・武田）
☎ 32-6704

保育園 保護者合同研修会を開催



↑ 絵本の選び方を紹介する津田さとみさん

9

月7日に、なびあすで、町内保育園の保護者を対象とした保護者合同研修会を開催し、親子約30組が参加しました。

研修会は、津田さとみさん（おばま児童文学会「風夢」代表）が「絵本がこころをつなぐ」と題して、絵本で楽しい子育ての方法を講演されました。

津田さんは、「絵本は、家

事の手を休め、テレビを消して、子どものそばで読んであげてください」等と話された後、絵本の選び方として10のポイントと、関連する絵本を紹介されました。

講演後には、親子で町立図書館に向かい、津田さんからのアドバイスをもとに絵本を手に取り、その場で絵本の読み聞かせをする光景が見られました。

津田さとみさんがおすすめする絵本の選び方と絵本

- ①読み手が、いいなと思う絵本
- ②子どもが理解・感動できる絵本 「おとうさんもういっかい」等
- ③あたたかみ、安心感がある絵本 「ちびゴリラのちびちび」等
- ④季節感がある絵本 「だんまりこおろぎ」等
- ⑤リズム感がある絵本 「きよだいなきよだいな」等
- ⑥成長がある絵本 「パンツのはきかた」等
- ⑦ユーモアがある絵本 「11ぴきのねこどろんこ」等
- ⑧30年以上読み継がれている絵本 「せんたくかあちゃん」等
- ⑨色の美しい絵本 「もこもこもこ」等
- ⑩実物そっくりの絵本 「おかあさんといっしょ」等